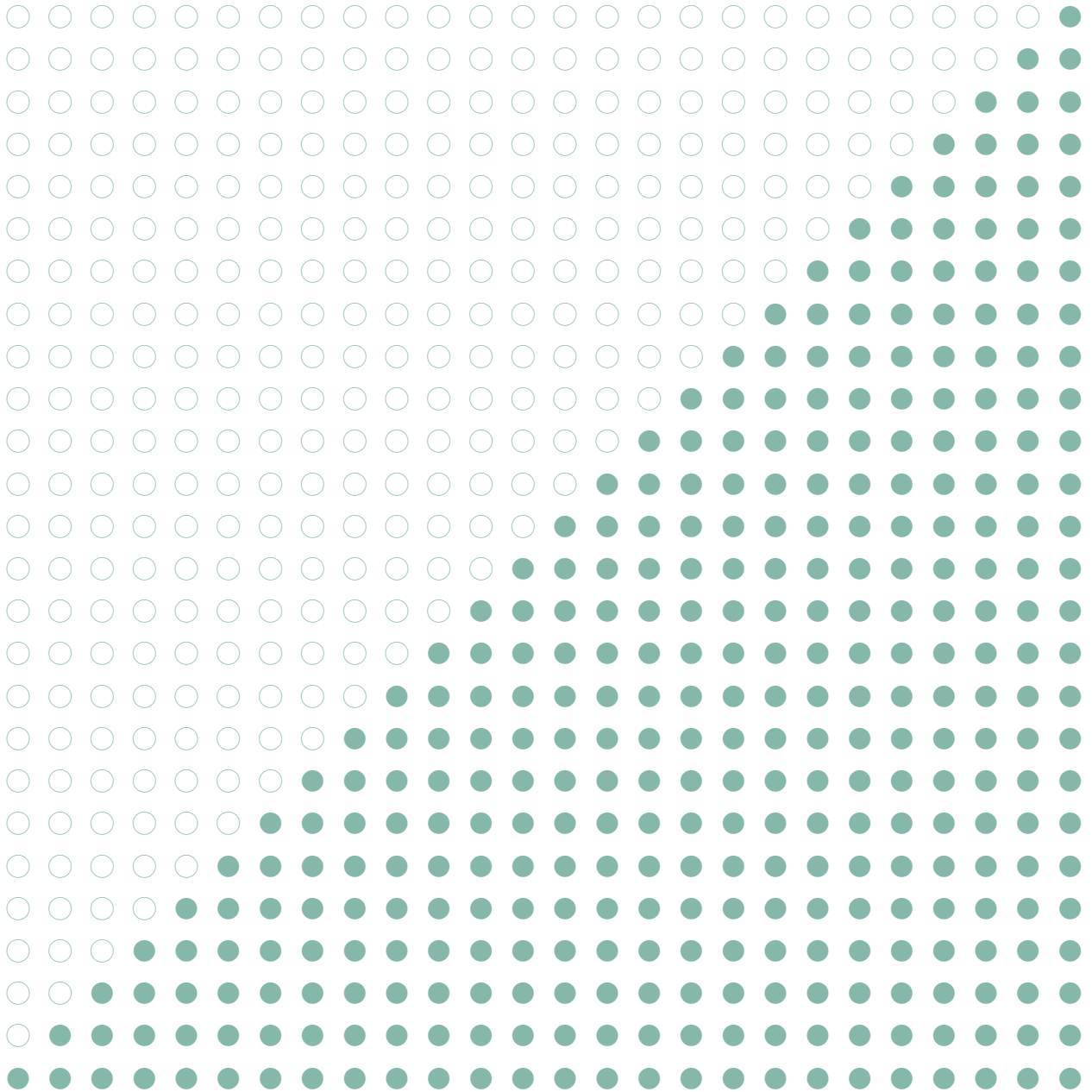


第 2 章



部門別計画

第 1 節

将来を展望した広域的な都市づくりを
推進し、快適でゆとりのあるまちづくり



第1項

市民参加による適正な土地利用の誘導

現状と課題

- 本市の市街化区域¹は、昭和46年3月の区域区分(線引き)以後、土地区画整理事業等の市街地整備により面積を拡大し、平成19年4月1日現在で3,235ha(市域全体の約26.2%)となっています。一方、市街化調整区域²は、9,119ha(同約73.8%)となっており、市街化区域と市街化調整区域の均衡ある土地利用を図ってきました。
- 土地利用については、それぞれの地域特性を生かした土地利用の形成を図る必要があります。このため、豊かな自然や恵まれた資源、史跡・文化財を保全しながら、観光資源としての利用促進や住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地の適切な配置を図るなど、地域の特性に応じて合理的な土地利用を実現する必要があります。
- 地区の特性に合わせた良好な居住空間の確保と土地利用の誘導を目的とした地区計画は、平成19年4月1日現在で7地区において指定されており、環境に配慮したゆとりのある市街地の形成に努めています。
- 水郷筑波国定公園周辺や霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然環境は本市の資源であり、その保全・活用を図るとともに、その魅力を十分に引き出していくことが重要です。
- 少子高齢化社会や成熟した都市型社会にあっては、都市の既存ストックを有効活用しつつ、多様な都市機能が集積された、効率的で持続可能な都市の形成が重要です。
- 都市計画マスタープラン³に示されている質の高いコンパクトな都市づくりの推進を図るため、中心市街地の魅力と活力を更に向上させる必要があります。
- 自然的土地利用と都市的土地利用の均衡を保つため、市街化区域と市街化調整区域の適時適切な見直しを図るとともに秩序ある土地利用の推進が課題です。

¹市街化区域 市街地として積極的に開発、整備する区域のことで、すでに市街地となっている区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を行う区域のこと。

²市街化調整区域 市街化が抑制される区域のことで、原則として用途地域を定めず、宅地造成などの開発ができない区域のこと。

³都市計画マスタープラン 都市計画法(第18条の2)に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村が創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市計画の総合的、長期的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるもの。

■用途地域指定の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	面積 (h a)	比率 (%)	区 分	面積 (h a)	比率 (%)
第1種低層住居専用地域	718	22.2	準住居地域	188	5.8
第2種低層住居専用地域	550	17.0	近隣商業地域	122	3.8
第1種中高層住居専用地域	170	5.3	商業地域	151	4.7
第2種中高層住居専用地域	133	4.1	準工業地域	294	9.1
第1種住居地域	500	15.5	工業地域	90	2.7
第2種住居地域	78	2.4	工業専用地域	241	7.4

資料：都市計画課

■区域区分の変遷

(単位：ha)

	市街化区域	市街化調整区域	合 計	備 考
昭和46年3月	2,970	9,380	12,350	区域区分決定
昭和52年8月	3,019	9,331	12,350	第1回見直し
昭和56年3月	3,022	9,331	12,353	行政界変更
昭和60年1月	3,075	9,278	12,353	第2回見直し
昭和63年9月	3,075	9,279	12,354	行政界変更
平成 元年5月	3,175	9,179	12,354	随時変更
平成 2年3月	3,217	9,137	12,354	随時変更
平成 4年6月	3,214	9,140	12,354	第3回見直し
平成 7年5月	3,235	9,119	12,354	随時変更

資料：都市計画課

■地区計画の指定状況

(平成19年4月1日現在)

名 称	最終決定年月日	位 置	面積 (h a)
木 田 余 地 区	平成 17. 3.25	木田余東台一丁目～五丁目の各全部及び手野町の一部 (木田余土地区画整理事業の施行区域)	70.8
永 国 地 区	平成 6.10.25	永国台地内	12.1
田 村 ・ 沖 宿 地 区	平成 17. 3.25	おおつ野一丁目～八丁目の各全部 (田村・沖宿土地区画整理事業の施行区域)	99.5
土 浦 北 工 業 団 地	平成 6.10.25	大字今泉及び大字小山崎の各一部	41.7
瀧 田 地 区	平成 10.10.14	字新川及び大字大岩田字瀧田の各一部	20.6
烏 山 一 ・ 二 丁 目 地 区	平成 16. 2.13	烏山一丁目及び烏山二丁目の各一部	31.0
真 鍋 新 町 地 区	平成 17. 3.25	真鍋新町の一部	13.7

資料：都市計画課

施策の体系

市民参加による適正な 土地利用の誘導

- 1 適正な土地利用の誘導
- 2 コンパクトなまちづくりの推進
- 3 国土調査の推進

施策の内容

1 適正な土地利用の誘導

都市的土地利用の推進を図るため、都市計画基礎調査等に基づき区域区分の見直しや地区の特性に応じた地域地区の変更を行います。また、良好な住環境の実現を図るなど地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、地域住民とともに地区計画の導入や、建築協定の締結促進、条例による開発行為等の指導などにより、質の高い土地利用を誘導します。

自然的土地利用については、農業振興地域整備法など関連法規の適正な運用を図り、その保全・活用に努めます。

2 コンパクトなまちづくりの推進

土浦市都市計画マスタープランで示している質の高いコンパクトな都市づくりを推進するため、都市中心部への都市機能集積を誘導し、中心市街地の魅力と活力の向上を図ります。

また、特別用途地区⁴の活用を検討し、効率的な都市構造を目指します。

3 国土調査の推進

土地境界及び権利関係を明確化するため、国土調査を推進します。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
地域の特性を生かした個性的で快適なまちづくりが行われていると感じる市民割合	14.2%	19.2%	個別	◎	◎	◎
【考え方】土浦らしさを創出する適正な土地利用への取組成果を表す指標です。市民の理解と合意の下で各種都市計画及び開発許可等が適切に実施されることにより、5%の満足度向上を目標とします。						
国土調査の成果の登記完了率	89%	90%	国県	○	○	◎
【考え方】土地の高度かつ合理的な利用への取組状況を表す指標です。民間委託等による効率的な調査の実施により、90%を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
適正な土地利用の誘導	・区域区分や地域地区の見直し ・地区計画等の導入

施策を推進する主な所管部署

○都市計画課 ○耕地課

⁴特別用途地区 地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、条例により用途地域に重ねて特定する地区のこと。

第2項

高質な都市基盤の整備

現状と課題

- 本市の幹線道路は、常磐自動車道、一般国道6号、125号、354号及び主要地方道などが市内を縦・横断し、東京を始めとする首都圏の主要都市や県内都市間を結ぶ重要路線となっています。
- 市道については、延長約1,496k mのうち改良済延長が約666k m(改良率44.5%)にとどまっているほか、舗装済延長は約1,135k m(舗装率75.8%)となっています。
- 都市計画道路については、44路線の計画決定に対して、整備済延長は59,133mで57.6%の整備率となっています。
- 市内では、スプロール現象¹や郊外型店舗の増加による交通混雑、渋滞、騒音、排気

ガスなどの様々な都市交通問題や環境問題が発生しており、総合的な交通体系の構築や、厳しい財政状況下での効率的な整備が課題となっています。

- 道路は、地域振興や産業の活性化、地域生活環境の向上に幅広い役割を果たすため、各市街地間をネットワークするとともに、田園地域を含めた道路ネットワークの形成を図る必要があります。
- バリアフリー化²に対応した道路、安心して安全な道路が求められており、舗装修繕や危険箇所等の補修など早急な対策を講じる必要があります。また、地域や利用者による道路環境美化活動への取組も必要となっています。

■道路整備の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	路線数(本)	延長(m)	舗装	
			延長(m)	舗装率(%)
総数	6,780	1,624,853	1,258,305	77.44
内訳	市道	6,756	1,129,425	75.61
	県道	20	70,206	97.00
	国道	3	49,288	100.00
	高速自動車道	1	9,386	100.00

資料：道路課

■市道の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	路線数(本)	実延長(m)	改良		舗装	
			延長(m)	改良率(%)	延長(m)	舗装率(%)
一級	54	94,212	78,056	82.85	94,206	99.99
二級	31	44,597	34,559	77.49	43,938	98.52
一般	6,718	1,357,621	553,768	40.79	996,614	73.41
合計	6,803	1,496,430	666,383	44.53	1,134,758	75.83

資料：道路課

¹スプロール現象 都市が無秩序に拡大していく現象のこと。

²バリアフリー(化) 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

■都市計画道路の状況(市域分)

(平成19年4月1日現在)

路線番号	路線名	幅員(m)	決定延長(m)	整備済延(m)	整備率(%)
3・4・1	神立停車場線	18	350	0	0.0
3・4・2	中貫白鳥線	18	4,490	4,020	89.5
3・5・3	木田余神立線	12	2,390	1,288	53.9
3・4・4	中貫神立線	16	2,450	0	0.0
3・4・5	川口下稲吉線	16	5,110	5,110	100.0
3・3・6	土浦新治線	25	12,020	7,210	60.0
3・4・7	中高津中貫線	16	6,400	420	6.6
3・4・8	真鍋神立線	16	5,500	760	13.8
3・4・9	真鍋町線	16	350	350	100.0
3・4・10	真鍋神林線	16	1,500	1,500	100.0
3・3・11	荒川沖木田余線	25	9,200	8,557	93.0
3・3・12	川口田中線	25	2,500	1,750	70.0
3・6・13	駅前東崎線	9.5	560	275	49.1
3・3・14	駅前川口線	22	300	138	46.0
3・4・15	田宿中城線	16	510	0	0.0
3・4・16	土浦駅西通り線	16	750	130	17.3
3・4・17	穴塚大岩田線	20	5,650	2,241	39.7
3・4・18	大和上高津線	16	3,900	3,150	80.8
3・4・19	桜ヶ丘大岩田線	16	2,450	2,450	100.0
3・4・20	阿見学園線	20	3,730	3,730	100.0
3・3・21	荒川沖駅前西通り線	26	360	286	79.4
3・3・22	荒川沖駅前東通り線	26	470	470	100.0
3・4・23	下坂田線	18	480	0	0.0
3・5・29	並木線	12	670	670	100.0
3・2・30	土浦駅東学園線	32.5	5,250	2,060	39.2
3・4・31	下高津桜町線	16	650	0	0.0
3・4・32	中央立田線	18	850	0	0.0
3・4・33	木田余線	16	920	920	100.0
3・5・34	東台御りょう線	12	1,340	1,340	100.0
3・3・35	土浦阿見線	25	2,820	2,820	100.0
3・4・38	田村沖宿線	16	2,550	2,550	100.0
3・4・39	今泉線	16	600	600	100.0
3・4・40	今泉大畑線	16	2,240	2,240	100.0
3・5・41	木田余池下線	12	460	460	100.0
3・2・42	牛久土浦線	30	4,130	0	0.0
3・4・43	常名虫掛線	16	2,000	0	0.0
3・5・46	真鍋並木線	12	2,500	0	0.0
3・3・49	荒川沖寺子線	26	70	70	100.0
3・5・53	小松大岩田線	13	1,230	587	47.7
3・3・58	土浦千代田線	27	1,000	0	0.0
3・4・59	中貫下稲吉線	16	160	0	0.0
3・4・61	高岡下大島線	17	1,650	771	46.7
7・5・1	大和桜線	12	140	140	100.0
8・6・1	有明大和線	10	70	70	100.0
44路線			102,720	59,133	57.6

資料：都市計画課

高質な都市基盤の整備

- 1 幹線道路の整備
- 2 (仮称)朝日トンネルの整備
- 3 都市計画道路の整備
- 4 生活道路の整備
- 5 自転車道の整備

施策の内容

1 幹線道路の整備

幹線道路の体系的な整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図ります。

また、広域幹線である国道6号バイパスや354号バイパス及び県道小野土浦線などの整備促進により、広域的な交流や新治地区との一体化を推進します。

2 (仮称)朝日トンネルの整備

石岡市と連絡する(仮称)朝日トンネルの整備推進により、利便性の向上、広域観光の振興などを図ります。

3 都市計画道路の整備

現在、事業化されている国施行1路線と県施行3路線、市施行3路線の計画的な整備を推進するとともに、新規路線の整備を進めます。

さらに、長期未着手の路線については、総合交通体系調査の結果を踏まえ再検討を進めます。

4 生活道路の整備

安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、主要幹線道路や狭隘な生活関連道路を改良及び舗装整備するとともに、踏切部の歩道や交通安全施設の整備を推進します。

また、道路整備に当たっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮した道路環境の向上に努めます。

5 自転車道の整備

霞ヶ浦自転車道については、つくばりんりんロードと連絡を図り、中心市街地、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、小町の里などのネットワーク化を促進します。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
都市計画道路の整備率	57.6%	63.8%	個別	○	○	◎
【考え方】高質な都市基盤の実現に向けた幹線道路の整備状況を表す指標です。必要性や整備効率、社会経済情勢等も考慮した計画的な整備により63.8%を目標とします。						
市道改良率	44.19%	46.19%	個別	○	○	◎
【考え方】住みやすいまち実現の基礎となる生活道路の整備状況を表す指標です。年間整備延長6,000mの堅持により、改良率2%増を目標とします。						
市道の歩道整備率	6.8%	7.0%	個別	○	○	◎
【考え方】住みやすいまち実現の基礎となる歩道の整備状況を表す指標です。市道の年間改良予定6,000mの1割にあたる600mの歩道整備を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
幹線道路の整備促進	・国道6号牛久土浦バイパスなどの整備促進 ・土浦新治線や国道354号の整備促進
(仮称)朝日トンネルの整備	・土浦・石岡間のトンネル整備
小野土浦線の整備	・虫掛・坂田間及び坂田・藤沢間の整備
都市計画道路の整備	・荒川沖木田余線などの整備促進要望 ・川口田中線整備事業 ・木田余神立線整備事業 ・神立停車場線整備事業
生活道路の整備	・道路新設改良事業
自転車道の整備	・霞ヶ浦自転車道の整備促進

施策を推進する主な所管部署

○企画調整課 ○道路課 ○都市計画課 ○公園街路課



荒川沖木田余線

第3項

うるおいのある河川・公園の整備

現状と課題

- 河川は、市民生活や生産活動と密接に結びつくとともに、水と緑の自然環境を構成する重要な要素となっております。一方、近年では、豪雨に伴う都市部での排水が問題となっており、その流末となる河川の改修が大きな課題となっております。
- 本市を流れる一級河川は、桜川をはじめとして8河川、総延長約38kmで、順次、改修事業が進められていますが、未整備区間も多く残っており、今後とも計画的に河川改修を促進していく必要があります。
- 橋梁については、241橋があり、災害時における緊急輸送路としての橋梁の耐震補強や市民生活の利便や交通安全の確保を図るため、早急な整備が必要となっております。
- 公園・緑地は、人々にうるおいと安らぎをもたらし、市民が集い、生涯学習や健康づくり、安全な遊び場として重要な役割を担っています。
- 本市の公園・緑地の設置状況は、都市公園53ヶ所、85.15haが開設され、市民一人当たりの都市公園面積は5.91㎡で、県内平均7.66㎡を下回っています。
- 市街地におけるオープンスペース¹の確保、スポーツ・レクリエーションの場、心身の健康増進の場、地球温暖化の防止等多様な面から公園、緑地の確保と均衡ある配置が必要です。

■河川の改修状況

(平成19年4月1日現在)

河川名	市内延長(m)	改修箇所	改修延長(m)(18年度まで)	改修率(%)
乙戸川	3,250	両岸	1,540(暫定)	47.4
花室川	4,650	〃	4,650	100.0
備前川	3,800	〃	3,800	100.0
上備前川	2,830	〃	2,830	100.0
桜川	13,000	〃	13,000	100.0
新川	2,400	〃	1,440(一部暫定含む)	60.0
天の川	6,730	〃	6,730	100.0
境川	1,550	〃	1,000	64.5

資料：茨城県

■橋梁の整備状況

(平成19年4月1日現在)

区分	本数(本)	延長(m)
木橋	8	96
永久橋	233	4,399
合計	241	4,495

資料：道路課

¹オープンスペース 交通や建物など特定の用途によって占有されない空地进行を空地のまま存続させることを目的に確保した土地のこと。公園・広場・墓園などが含まれる。

■都市公園の整備状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	計画面積 (h a)	開設施設数	開設面積 (h a)	整備率 (%)
住区基幹公園	街区公園	37	11.46	100.00
	近隣公園	7	9.30	86.92
	地区公園	2	8.04	100.00
都市基幹公園	総合公園	2	45.10	69.49
	運動公園	2	7.33	22.40
	風致公園	1	3.02	100.00
緑 地	0.90	2	0.90	100.00
合 計	131.75	53	85.15	64.63

資料：公園街路課

■都市公園以外の公園・緑地

(平成19年4月1日現在)

施設数	面積
171箇所	31.40 h a

資料：公園街路課

施策の体系

うるおいのある河川・公園の整備

- 1 河川・橋梁の整備
- 2 公園・緑地の整備
- 3 緑地及び平地林、斜面林の保全
- 4 緑化の推進
- 5 運動公園の整備

施策の内容

1 河川・橋梁の整備

自然環境保全との整合性を図った災害防止や景観保全、親水性や市民の利便性に配慮しながら河川改修・橋梁の整備を促進します。

乙戸川、境川、新川などの河川改修の促進や橋梁の整備を進めます。

2 公園・緑地の整備

霞ヶ浦総合公園を始めとする都市公園の整備・充実を図るとともに、穴塚大池周辺や霞ヶ浦湖岸、桜川沿いなどのまとまりのある緑地や本市の特色である水辺環境を生かした公園・緑地の整備、維持管理に努めます。

3 緑地及び平地林、斜面林の保全

市民緑地などの制度を活用し、まとまりのある平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市の緑地として積極的に活用し整備を推進します。

4 緑化の推進

公共施設、道路、河川など公共空間の緑化の推進を図るとともに、地域ぐるみで家庭・事業所など私有地の緑化を促進するため、生垣の助成等を活用した豊かな緑の創出を図ります。

5 運動公園の整備

川口運動公園の機能向上を図るとともに、常名運動公園及び新治運動公園については、市民の意向や需要を踏まえ、機能分担にも配慮しながら整備計画の見直しを進めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
市民一人当たりの公園面積	5.91㎡	7㎡	個別	○	○	◎
【考え方】うるおいのある公園・緑地の整備への取組成果を表す指標です。継続的な公園の整備の推進により、市民一人当たり7㎡を目標とします。						
公園の里親制度認証団体数	—	10団体	個別	◎	◎	◎
【考え方】市民参加型の公園管理の実現状況を表す指標です。市民から募集した里親の数を平成24年度までに10団体とすることを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
河川・橋梁の整備	・乙戸川、境川、新川などの整備の促進要望
公園・緑地の整備	・亀城公園整備事業 ・赤池公園整備事業
運動公園の整備	・常名運動公園整備事業 ・新治運動公園整備事業

施策を推進する主な所管部署

○農林水産課 ○道路課 ○公園街路課



霞ヶ浦総合公園



朝日峠展望公園

第4項

やさしく利便性の高い公共交通体系の構築

現状と課題

- 茨城県が策定した公共交通活性化指針を踏まえ、本市にふさわしい公共交通のあり方を検討するとともに、市民の多様な活動を支える移動手段として、土浦市総合交通体系調査の基本理念の実現に向けた具体的な取組を進める必要があります。
- 本市の公共交通機関は、J R常磐線、路線バス網、まちづくり活性化バス及びのりあいタクシーからなっています。J R常磐線は、東京方面、水戸方面を結ぶ幹線となっていますが、新型車両や特別快速車両の導入により利便性の向上が図られています。現在は、東京駅乗り入れが計画されており、早期実現を図るなど、輸送力の増強が課題となっています。
- J R常磐線3駅の1日当たりの平均乗車人員数は、平成18年度32,814人で、このうち土浦駅の乗車数は17,796人となっています。
- 路線バスについては、平成18年10月1日現在3社53系統が運行されており、近年は利用者数の減少傾向が見られます。
- 路線バスは、高齢化が進む中で、広く市民の足として利用促進を図るとともに、路線の維持・確保等、サービス向上を図っていく必要があります。
また、中心市街地の活性化のために運行されているまちづくり活性化バス¹やのりあいタクシー²の利用促進と運行の充実を促進する必要があります。
- つくばエクスプレスつくば駅との連絡強化をはじめとした広域的な公共交通ネットワークの構築が求められています。

¹まちづくり活性化バス 中心市街地の活性化とともに、バス利用不便地域の緩和、公共交通利用の促進を目的に、NPO法人まちづくり活性化土浦が運行している。

²のりあいタクシー 高齢者の外出支援・交通事故防止、バス停の利用が不便な人への配慮を目的としたデマンド型福祉交通事業に賛同した市内のタクシー会社からなる土浦地区タクシー協同組合が、市の補助を受け試験運行を開始した。利用対象は、原則的に市内在住の65歳以上。

■常磐線駅別1日当たり平均乗車人員の推移

(単位：人)

区分	年度	14	15	16	17	18
土浦駅		20,207	19,644	19,477	18,574	17,796
神立駅		5,804	5,824	5,726	5,567	5,506
荒川沖駅		11,383	11,084	11,008	10,198	9,512
合計		37,394	36,552	36,211	34,339	32,814

資料：JR水戸支社(企画調整課調べ)

■路線バス利用者数(乗車人員)の推移

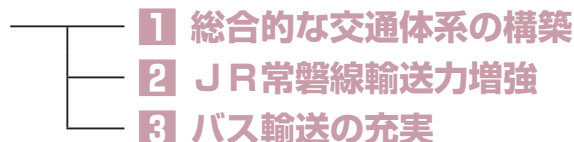
(単位：人)

年度	会社名	JRバス関東	関東鉄道	関鉄観光バス	合計	前年度比
14		818,240	4,451,021	233,806	5,503,067	—
15		694,635	4,008,645	205,287	4,908,567	△ 594,500
16		615,036	3,897,047	182,438	4,694,521	△ 214,046
17		561,370	3,874,984	199,205	4,635,559	△ 58,962
18		515,464	3,887,799	183,571	4,586,834	△ 48,725

資料：各バス事業者(企画調整課調べ)

施策の体系

やさしく利便性の高い
公共交通体系の構築



施策の内容

1 総合的な交通体系の構築

高齢化の進展、環境問題や市街地の活性化に対応するとともに、人と環境にやさしい、活力ある交通体系の構築を図ります。

2 JR常磐線の輸送力増強

JR常磐線の東京駅乗り入れの早期実現など、輸送力の増強促進を図ります。

3 バス輸送の充実

路線バスは高齢化が進む中で、広く市民の足として、路線の維持及び本数を確保し、適切なサービスの充実を図ります。

また、中心市街地の活性化のために運行されているまちづくり活性化バスや高齢者を対象としたドア・トゥ・ドアの輸送サービス「のりあいタクシー」の利用促進を図ります。

主要事業

事業名	事業の概要
JR常磐線の輸送力増強	・東京駅乗り入れの要望

施策を推進する主な所管部署

○高齢福祉課 ○商工観光課 ○都市計画課

第5項

市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化させる情報基盤の整備

現状と課題

- 本市の通信基盤は、ケーブルテレビや光ファイバーなどにより整備が進められておりますが、さらに、市内全域を対象とした環境整備を進める必要があります。
- 情報化については、今後とも急速に進展することが考えられ、「いつでも、どこでも、なんでも、だれでも」ネットワークにつながるユビキタスネット社会¹の実現に向けての対応が課題となっています。
- すべての市民が情報化の利便性を享受できるように、ブロードバンド²未整備地域の解消を図ることが重要となっています。

施策の体系

市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化させる情報基盤の整備

1 情報通信基盤の整備促進

2 情報ネットワークの整備推進

施策の内容

1 情報通信基盤の整備促進

地域間の情報通信格差を是正し、産業の振興と市民生活の利便性向上に資するという観点から、情報通信基盤を整備促進します。

また、県や各市町村間の公共施設を高速ネットワークで結ぶことにより、充実した市民サービスが提供できるよう整備促進を図ります。

2 情報ネットワークの整備推進

市民間の情報格差を解消し、市民が情報を主体的に利活用できる能力が高まるよう、学校教育や生涯学習の場における情報教育の充実や情報拠点の整備を推進します。

主要事業

事業名	事業の概要
情報拠点の整備	(仮) 情報センターの整備

施策を推進する主な所管部署

- 行革情報政策課

¹ユビキタスネット社会 ネットワークや機器を意識することなく「いつでも、どこでも、なんでも、だれでも」情報通信技術を利用できる社会のこと。

²ブロードバンド 高速なインターネット接続手段のこと。ADSL、CATV、FTTHなど、おおむね1Mbps以上の速度を持つ回線を指す。